



発行 新潟県

第 37 号

令和2年5月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 618 保安林の指定（治山課）
- 619 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 620 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 621 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 622 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 623 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 624 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 625 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 626 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 627 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 628 宅地建物取引業者の事務所等の所在地を確知できない場合における告示（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

告 示

◎新潟県告示第618号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林の所在場所

新潟県上越市大島区嶺字向山2594の3、2594の4、2595の1から2595の3まで、2674の1から2674の4まで、2677、2679の1、2679の2
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

◎新潟県告示第619号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月19日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 就任

理事	南魚沼市宮1713番地	関 隆雄 (理事長)
〃	南魚沼市津久野上新田139番地	若井 清人
〃	南魚沼市山谷486番地	板鼻喜久雄
〃	南魚沼市上薬師堂41番地	村山 和義
〃	南魚沼市山口1496番地	南雲 勲
〃	南魚沼市泉新田199番地1	久川 和義
〃	南魚沼市宮村下新田183番地	大津 新司
〃	南魚沼市野中109番地	大平 芳弘
〃	南魚沼市畦地713番地1	丸山 茂樹
〃	南魚沼市新堀新田206番地1	笠原 栄一
〃	南魚沼市麓458番地	小林 民弥
〃	南魚沼市長森新田526番地1	南雲 清栄
監事	南魚沼市中川122番地	南雲 勇
〃	南魚沼市津久野下新田233番地	内藤孝一郎
〃	南魚沼市上原新田11番地1	北村 強志
〃	南魚沼市下原136番地	田中 修
〃	南魚沼市畔地223番地	梶山 健一

就任年月日 令和2年5月1日

2 退任

理事	南魚沼市宮1713番地	関 隆雄 (理事長)
〃	南魚沼市清水瀬344番地	桑原 藤達
〃	南魚沼市長森8番地	棚村 光正
〃	南魚沼市田崎176番地	佐藤 元信
〃	南魚沼市法音寺204番地	並木 泰夫
〃	南魚沼市津久野63番地1	飯酒盃正憲
〃	南魚沼市山谷486番地	板鼻喜久雄
〃	南魚沼市津久野上新田139番地	若井 清人
〃	南魚沼市山谷1044番地	板鼻 和夫
〃	南魚沼市山口1496番地	南雲 勲
〃	南魚沼市上薬師堂41番地	村山 和義
〃	南魚沼市泉新田199番地1	久川 和義
監事	南魚沼市長森新田450番地1	佐藤 千城
〃	南魚沼市宮村下新田183番地	大津 新司
〃	南魚沼市下原653番地2	中嶋 繁
〃	南魚沼市畦地713番地1	丸山 茂樹

退任年月日 令和2年4月30日

◎新潟県告示第620号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を令和2年5月8日認可した。

令和2年5月19日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷土地改良区の定款の変更を令和2年5月8日認可した。

令和2年5月19日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の小国町土地改良区の定款の変更を令和2年5月8日認可した。

令和2年5月19日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の頸城土地改良区の定款の変更を令和2年5月7日認可した。

令和2年5月19日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の吉川土地改良区の定款の変更を令和2年5月7日認可した。

令和2年5月19日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営和田地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月19日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和2年5月20日から令和2年6月16日まで

3 縦覧に供する場所
柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年

を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営上原地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月19日

新潟県魚沼地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年5月20日から令和2年6月16日まで
- 3 縦覧に供する場所
魚沼市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第627号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和2年5月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 令和2年4月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
伊米ヶ崎建設株式会社
櫻井 馨
- 3 主たる営業所の所在地
魚沼市虫野200
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-29）第7595号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和2年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和2年4月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
東武土木株式会社
矢野 勝弘
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市浦川原区虫川616-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第9636号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年2月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社クリエート建築事務所
上野 慎一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市栄町2-3-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第42499号
 - 5 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年2月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年4月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新潟クボタ
吉田 至夫
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区鳥屋野331
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第3948号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年4月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年4月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社柄澤建設
柄澤 達也
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市分水大武1-2-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第5050号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年4月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社司電業
松澤 功
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市京ヶ峰2-15-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第11446号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年4月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社丸田組
丸田 浩
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字東海897
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第40275号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年4月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年4月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社栄電社
笹川 重明
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市真野原外3410-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第21736号
 - 5 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年4月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年4月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社赤塚ボーリング
赤塚 ミイ子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区五之上2175
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第22077号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取
-

消し

6 処分の原因となった事実

令和2年3月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年4月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社坂口組

坂口 浩

3 主たる営業所の所在地

佐渡市沢根989-5

4 許可番号 新潟県知事許可(特-27)第11580号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年4月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

日生不動産株式会社

内藤 博

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区上近江4-1-3

4 許可番号 新潟県知事許可(特-1)第44517号

5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年3月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年4月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社中静富郎建築

中静 富郎

3 主たる営業所の所在地

長岡市飯塚2574-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第42541号

5 処分の内容 建築工事業及び大土工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年3月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社松原家具住設店

松原 正博

- 3 主たる営業所の所在地
上越市吉川区下町1127
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第27234号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社拓晶土木
川崎 仁志
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区文京町6-29
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第23890号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年4月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社石川工務店
石川 幸到
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市大字上保内乙816-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第21329号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年4月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年4月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社コスモホーム
土田 和夫
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市中沢4-387-13
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第17475号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年4月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年4月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

株式会社林鉄工所

林 孝志

3 主たる営業所の所在地

新発田市大字上館46-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第12127号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年3月31日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社川田工務店

川田 良一

3 主たる営業所の所在地

長岡市大山2-9-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第17233号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年3月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年3月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社高助材木店

高橋 幹雄

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区大野町2927

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第22729号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年3月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社オーシャンコンストラクト

大竹 勇雄

3 主たる営業所の所在地

新発田市舟入町1-16-25

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第43493号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年3月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年4月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社八千代ワークス
藤間 健一
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市新富町3-5-18
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45075号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年4月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年4月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
春木建設株式会社
春木 和朝
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市蔵関462
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第5262号
 - 5 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年3月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社渡部塗装店
渡部 幹夫
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市南本町2-9-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第19615号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年3月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

◎新潟県告示第628号

次の宅地建物取引業者の所在を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、令和2年6月22日までに新潟県土木部都市局建築住宅課にその所在を申し出てください。

なお、令和2年6月22日までに申出がない場合は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消します。

令和2年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 事務所所在地
新潟市中央区万代三丁目5番38号
 - 2 商号、代表者の氏名
-

A&M株式会社

代表取締役 駒村 未来

3 免許年月日及び免許証番号

平成27年12月1日 新潟県知事(1)第5268号

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 加茂ショッピングパークメリア

所在地 加茂市駅前1212-1 外

設置者 加茂ショッピングセンター協同組合 他1者

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 加茂ショッピングセンター協同組合 他12者 午前10時00分から午後7時00分

(変更後) 加茂ショッピングセンター協同組合 他12者 午前9時00分から午後9時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後8時00分

(変更後) 午前8時30分から午後9時00分

3 変更年月日

令和2年4月17日

4 届出年月日

令和2年4月16日

5 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、加茂市商工観光課でも閲覧ができます。)

6 縦覧期間

令和2年5月19日から令和2年9月19日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ひらせいホームセンター分水店

所在地 燕市新興野11-23

設置者 株式会社ひらせいホームセンター

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,865平方メートル

(変更後) 3,330平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 95台

(変更後) 124台

イ 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社ひらせいホームセンター 午前9時30分から午後10時00分

株式会社ひらせいトータルインテリアハウス 午前9時30分から午後10時00分

(変更後) 株式会社ひらせいホームセンター 午前9時00分から午後10時00分

株式会社ひらせいトータルインテリアハウス 午前9時00分から午後10時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時00分から午後10時00分

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分

3 変更年月日

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

令和2年12月17日

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

令和2年12月17日

(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

令和2年4月17日

4 変更の理由

一部店舗建物の建て替えに伴い、店舗面積、施設の配置に関する事項及び施設の運営に関する事項の一部に変更が生じるため。

5 届出年月日

令和2年4月16日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年5月19日から令和2年9月19日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 Dia Plaza長岡
所在地 長岡市城内二丁目3番地1 外
設置者 株式会社大和地所
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 駐車場1、2、3 午前8時30分から午後11時30分
(変更後) 駐車場1、2 午前8時30分から午後11時30分
(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)・数 8カ所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後)・数 6カ所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日
令和2年4月18日
- 4 変更の理由
駐車場3の契約解除に伴い、来客が駐車場を利用することができる時間帯と駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更を行うため。
- 5 届出年月日
令和2年4月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和2年5月19日から令和2年9月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ウオロク北山店
所在地 長岡市北山3丁目5番1号
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
イ 駐輪場の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
ウ 荷さばき施設の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

容量 32.5㎡

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

容量 22.0㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客者が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

・ 駐車場 1

午前7時30分から午後12時00分

(変更後)

・ 駐車場 1

午前7時30分から午後12時00分

・ 駐車場 2

午前7時30分から午後8時30分

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数 3箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 数 4箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

・ 荷さばき施設 1

午前6時00分から午後3時00分

(変更後)

・ 荷さばき施設 1

午前6時00分から午後9時00分

・ 荷さばき施設 2

午前6時00分から午後9時00分

3 変更年月日

令和3年1月8日

4 変更の理由

建物の老朽化に伴う改築と未利用な土地の有効活用を図り、来客者の利便性の確保を図るため。

5 届出年月日

令和2年5月7日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年5月19日から令和2年9月19日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表

する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越ショッピングセンター

所在地 上越市富岡3457番地

設置者 イオンリテール株式会社 他1者

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位 置 届出書に添付された図面のとおり

収容台数 1,844台

(変更後) 位 置 届出書に添付された図面のとおり

収容台数 1,787台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客者が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

・ 駐車場1

24時間

・ 駐車場2、3

午前8時30分から午後11時30分

・ 駐車場4、5

午前8時30分から午後11時15分

(変更後)

・ 駐車場1

24時間

・ 駐車場2

午前8時30分から午後11時30分

・ 駐車場3、4

午前8時30分から午後11時15分

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数 9箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 数 6箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更年月日

令和3年1月8日

4 変更の理由

駐車場の契約解除により、駐車場の収容台数並びに駐車場の出入口の数及び位置に変更が生じるため。

5 届出年月日

令和2年5月7日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年5月19日から令和2年9月19日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、IPR形無線機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年5月19日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア	IPR形移動用無線機「IPR-ML（車載）」	一式
イ	IPR形移動用無線機「IPR-ML（携帯）」	一式
ウ	IPR形オートバイ用無線機「IPR-AU」	一式
エ	IPR形固定用無線機「IPR-FIX」	一式
オ	IPR形携帯用無線機「IPR-WT」	一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札仕様書による。

(4) 納入場所

新潟県警察本部地域部通信指令課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 入札参加申請書等の提出にあたり、事前に新潟県警察本部地域部通信指令課から詳細仕様書の交付を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和2年6月29日（月） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和2年6月30日(火) 午後2時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和2年6月2日(火)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和2年6月23日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

a IPR type portable radio 「IPR-ML (installed in cars)」

b IPR type portable radio 「IPR-ML (mobile type)」

c IPR type radio for motorcycle 「IPR-AU」

d IPR type radio for fixed base 「IPR-FIX」

e IPR type mobile radio 「IPR-WT」

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Tue.) June 23, 2020

(3) Date of bid opening:

2:30P.M. (Tue.) June 30, 2020

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp